

第8回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年12月27日(水)午後1時30分～午後4時
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎109号会議室
- 3 出席者
(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員、富田委員
(事 務 局) 山本課長、岸田課長補佐、若狭企画員、宮原企画員、前島企画員
- 4 議 題
(1) 新規意見聴取案件の審議
(2) その他
- 5 議事経過
(1) 12月14日(木) 各委員へ事務局から新規意見聴取案件資料を事前送付、各
～12月20日(水) 委員が資料を検討の上、事務局へ疑問点等の呈示
(2) 12月27日(水) 審議会の開催 (別紙：概要のとおり)
(3) 12月28日(木) 審議結果を意見案として事務局から各委員へ送付、各委員
～1月12日(金) の検討結果を意見にとりまとめ、実施機関へ通知
- 6 その他
次回審議会の開催日時は、平成19年3月16日(金)午前1時30分とすること
とし、次々回審議会の開催日は、平成19年5月17日(木)午前1時30分とする
ことを決定した。

(別紙：概要)

会 長： これより、第8回個人情報保護運営審議会を開会します。
本日の審議は、お手元に配布してあります「案件審査表」の順番に従って実施したいと思いますが、最初に、「高校教育課」の案件について、説明を求めます。

事務局： 本日、新規意見聴取は、事前に送付した案件が20件、その後、追加で諮問されました案件が4件になります。
なお、委員より、案件内容の詳細について説明を求めたいとの意見がありましたので、この案件については、実施機関の担当者から説明を求めたいと思います。

会 長： それでは、自己紹介をいただきまして、ご説明をお願いします。

(案件番号63番について、高校教育課の担当者より説明。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： 次に「警察本部 少年課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (案件番号56番について、資料に基づき説明。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： 次に「職員課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (案件番号57番について、資料に基づき説明。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： 次に「廃棄物対策課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (案件番号58番から60番、76番及び77番について、資料に基づき説明。)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： 案件番号60番の「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可に関する事務」に係る「目的外提供通知の省略」については、個人情報をも目的外提供した旨及びその理由を本人に通知することにより、情報提供の目的達成に直ちに支障があるとまでは認められないため、省略することは不適當ではないか。
速やかに、しかるべき時期に、本人への通知を行うべきではないか。

委員： 案件番号77番の「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可に関する事務」に係る「本人外収集通知の省略」については、本人以外の者から個人情報を収集した旨及びその収集目的を本人に通知することにより、当該収集に係る事務の円滑な実施に直ちに支障が生ずるものとまでは認められないため、省略することは不適當ではないか。
速やかに、しかるべき時期に、本人への通知を行うべきではないか。

事務局： 60番及び77番については、その旨、実施機関への意見書に記載します。

会長： 次に「経営企画課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号61番及び62番について、資料に基づき説明。）

会長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

（各委員 承認）

会長： 次に「障害福祉課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号64番、65番及び78番について、資料に基づき説明。）

会長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

会長： 次に「人権・男女共同参画課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号66番について、資料に基づき説明。）

会長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： 内容は概ね適當ではあるが、収集する個人情報には、応募者が学生か否かに関する情報も含まれるのではないか。

したがって、個人情報取扱事務登録簿の「記録する個人情報の内容」に「学業・学歴」を加えるべきではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 次に「こども・家庭福祉課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号67番から69番について、資料に基づき説明。）

（案件番号69番については、審議に必要なため、障害福祉課の担当者の出席を求める。）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員： 案件番号67番の「家庭児童相談事務」については、内容は概ね適当ではあるが、「収集方法」欄の「本人以外」の「収集方法」については、より具体的な記載が必要ではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

委 員： 案件番号69番の「女性相談事務」については、裁判において、「女性相談事務」で作成された記録情報が必要不可欠であるという具体的な理由が不明確ではないか。

当該記録情報を、目的外提供することについて承認することはできない。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

会 長： 次に「建築管理課」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号70番から75番について、資料に基づき説明。）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

（各委員 承認）

会 長： 次に「人事委員会」の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： （案件番号79番について、資料に基づき説明。）

（各委員 承認）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

(各委員 承認)

会 長： 大変お忙しい中ありがとうございました。本日はこれで終わります。